

工場棟営繕等管理業務公募説明書

- 業 務 名 令和7年度食肉センター工場棟営繕等管理業務
- 業務履行場所 北九州市小倉北区末広二丁目3番7号
北九州市立食肉センター
- 業務履行期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
(この契約は地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和7年4月1日以降において、歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合、北九州市は、この契約を変更し又は解除することができる。)

1 委託業務の範囲

- (1) 管理業務とは、電気・空調設備機器等の運転管理及び保全管理業務をいう。
- (2) 各設備機器の内容を熟知し、最良の状態で運転を行うこと。
- (3) 各設備機器の始業前作動確認及び点検を実施すること。
- (4) 監視室、各機械室で操作及び監視を行い、常に各設備等が正常に運転されているかを確認すること。
- (5) 機器等の故障や事故防止に心掛けること。
- (6) 緊急体制の確立と研修活動を行う等技術の向上に努めること。

2 運転管理

各設備等の運転管理を次のとおり行う。管理基準については、食肉センター所長が別に指示する。

(1) 冷凍機関係(冷凍機16台の運転管理)

牛・豚等の枝肉を冷却中は、正常な運転状況を維持することを目的とするため、冷凍装置の中で正常な状況をよく認識し、異常となった場合、これを早期に発見し運転状況を正常に戻すこと。

冷凍装置の運転管理については、安全な運転、経済的な運転に心掛けながら、目的の温度維持に注意を払うこと。

- ア 冷凍機関係設備・機器の運転管理、点検及び保守
- イ 各冷蔵室の温度管理、開閉確認
- ウ 冷凍機運転日誌の記録作成
- エ その他高圧ガス取締法に定める事項

(2) ボイラー設備(蒸気、温水、給水)関係

工場棟で使用している作業機器類(検査刀、エアナイフ、フットカッター、背割りバンドソー)及び、作動しているコンベア、皮剥ぎ機、豚自動背割機、その他機器(HACCP衛生設備)の消毒を蒸気で行っており、内蔵室で温水を使用するのに蒸気で熱交換を行うための維持管理に努める。

工場の1階と3階での作業終了後の床面及び機械器具の清掃にも温水を使用している。

- ア ボイラー設備関係機器類の運転管理、点検及び保守
- イ 設備機器への給湯、給水等管理
- ウ ボイラー運転日誌の記録作成
- エ その他労働安全衛生法に定める事項

(3) 工場内の関連業務

牛、豚等の解体作業工程は、オンライン（解体線）で流れ作業処理をしており、いずれか1ヶ所でも異常が生じた場合、作業が停止し、商品が傷み莫大な損害が出るために早急に修理（応急処置）すること。また、作業に関わるホイスト、インクラインコンベア、フットカッター、牛皮剥ぎ機、胸割り鋸、エアナイフ、スクリーコンベア、背割りバンドソー、検査コンベア、豚皮剥ぎ機、その他工場内の各機器においてトラブルが生じた場合も同様に、即座に対処し復帰させる。

上記のとおり、食肉センターにおいては業務中の作業停止ができないために、作業中の修繕のみならず、始業前、作業終了後に点検整備も欠かせないこと。

ア ホイスト、ドロPPER、インクラインコンベア、皮剥ぎ機、計量器等場内作業用機器の最終確認点検整備（始業前スイッチ作動点検を含む。）

イ 高架レールポイントの最終確認点検保守

(4) 電気設備関係

ア 変電室、電気諸設備機器類の巡回点検

イ 電気設備機器等の測定、調整及び計器指示値記録等

変電室、配電盤の温湿度、蓄電池の電圧、電解液比重測定、電動機の絶縁、給油、振動状況、監視盤指示温度計、各種警報装置の調整、測定、低圧配電盤スイッチの点検、負荷状況測定等について実施する。

ウ 場内の照明、電灯の取替え

エ 電力日誌の記録作成、前各号に関する記録及び報告

オ 官公庁、九州電力等への諸届、連絡事項、省エネルギー提案及び協力

カ その他電気事業法に定める事項

(5) 空調・給排水衛生関係

ア 機器の運転監視、点検、保守

(ア) 冷凍機関係（冷凍機、冷却塔、冷却水ポンプ、室外機、冷媒状況等）

(イ) ボイラー関係（本体、水面測定装置、缶水汚濁排水装置、給水装置、安全弁、水面計、圧力計等諸計器等）

(ウ) 煙道、煙突等の点検及び機械室の整頓、清掃、部品工具類の整備

(エ) 給排水及び給湯ポンプの点検、調整、注油、グリスアップ、グランドパッキンの取替え

イ 水道及びガス検針記録並びに検針立会い、配管全般の点検

ウ 受水槽及び排水槽の電極、警報装置、ボールタップ、フィードバルブ等の点検調整

エ 水道蛇口、便器フラッシュバルブ、サービスタンク、トラップ等の点検調整

オ 湯沸器の点検調整、排気ファンの運転及び点検

カ その他関係法に定める事項

3 保守営繕、清掃等

(1) 設備機器の運転に関連し、日常、保守営繕、清掃等を行う。

(2) 設備機器の保守、修繕の範囲は、原則として、支給工具等で比較的短時間に終了し、かつ特殊技術を要しないものに限る。

(3) 監視室各機械室、各設備周辺の清掃を行う。

(4) 時間外のセンターに出入りする業者の工事等立会い対応、電話応答、門扉の作動確認、係留所玄関ドアの作動確認、解体室ドアの作動確認、病畜搬入時の検査員への連絡等を行う。

- (5) 消防設備警報発報時の対応、措置。
- (6) その他センター施設全般の点検及び管理上必要と認められる事項を実施する。

4 配置人員、資格、及び勤務体制等

- (1) 6時～15時 1名以上
6時30分～15時30分 1名以上
7時～16時 1名以上
6時30分～15時の間は、(2)と合わせ、第3種電気主任技術者以上の有資格者を含む3名以上が常時業務に対応できること。
(土曜日、日祝日、年末年始は1名以上。但し、所長の指示する日は3名以上とする。)但し、総勤務時間数を減らさずに、業務の実態に応じて始・終業時刻を適宜変動させることは差し支えない。
- (2) 16時～翌7時 1名以上。
- (3) 場内巡視は、18時、22時及び翌日4時の3回行うこと。
- (4) 非常緊急時に備え、常に即応及び応援体制を整えておくこと。
- (5) その他次の資格等を有している者を、いつでも従事できる状態にしておくこと。
 - ア 第2種電気工事士
 - イ 2級ボイラー技士
 - ウ 第3種冷凍機械責任者
 - エ 機械整備経験者

5 報告書等の提出その他

- (1) 業務計画及び日誌等報告書の提出
受託者は、事前に業務計画書(従事者名簿を含む)を提出して承諾を得ること。
また、日報、点検記録書等を作成して提出し、承認を得ること。
- (2) 従業員の心得
業務に従事する職員は、勤務中は受託者の指定した制服を着用し、場内を巡視するとき等は、安全ヘルメットを着用すること。

6 応募要件

- (1) 基本的要件
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則(平成7年北九州市規則第11号)第6条第1項の有資格業者名簿((以下「有資格業者名簿」という。))に記載されていること。
 - ウ 有資格者名簿において「A」又は「B」の等級に格付されていること、及び有資格者名簿に記載されている本店所在地又は受任地が北九州市内であること。
 - エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (2) 資格、技術等の要件
 - ア 本業務を履行するためには、次の資格等を有した職員を1名以上必要とする。
 - (ア) 第2種電気工事士
 - (イ) 2級ボイラー技師
 - (ウ) 第3種冷凍機械責任者

(エ) 機械整備経験者

イ 本センターは業務停止が許されないため、既に類似業務を行った経験があるなど業務に精通していることが必要。

7 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

北九州市立食肉センター 北九州市小倉北区末広二丁目3-7
電話 093-521-0172
FAX 093-551-7855
担当 木原、川原

(2) 説明書に対する問い合わせ受付及び回答

ア 受付期間

令和7年2月12日から令和7年2月26日までの（土、日、国民の祝日を除く）毎日、8時30分から16時まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

※ファックスで質問を行う場合は、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及びファックス番号を記入しておくこと。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和7年2月13日から令和7年2月27日までの（土、日、国民の祝日を除く）毎日、8時30分から16時まで

※参加意思確認書の様式は、(1) の契約担当課で配布する。

イ 提出場所

(1) に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても、参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書及びその関係資料は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効とする。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続きの中止又は当該手続きにより行うこととなった当該業務委託の指名競争入札を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対しては、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から起

算して7日以内に、書面により、北九州市保健福祉局食肉センター所長に対して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。